

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人文華樹(以下「当法人」という)が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、寄付金とは、当法人が寄附、遺贈、募金等の名目を問わず、返還義務を伴わずに受領する対価性のない金銭その他の財産権(当法人に対する無償の役務提供を除く)をいう。

(寄付金の種類)

第3条 当法人が受け入れる寄付金の種類は、「一般寄付金」、「使途特定寄付金」、「特別寄付金」とし、それぞれの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)一般寄付金：個人または団体が使途を特定せずに寄付した寄付金

(2)使途特定寄付金：当法人が使途をあらかじめ特定して、広く一般に一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金

(3)特別寄付金：前各号のほか、個人又は団体から使途の特定をされて受領する寄付金

(一般寄付金の募集及び使途)

第4条 当法人は常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、当法人の定款に定める事業に使用するほか、当法人の運営上必要な範囲で管理費にも使用することができる。

(使途特定寄付金の募集及び使途)

第5条 使途特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面(電磁的方法・記録を含む)を社員総会に提出し、承認を求めなければならない。

2 使途特定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款に定める事業のうち特定の事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。

3 使途を特定した当該事業が終了し寄付金が残った場合、また予定していた当該事業への充当が困難になった場合は、代表理事の決裁を経て、当法人の定款に定める事業に使用するほか、当法人の運営上必要な範囲で管理費にも使用することができる。

(特別寄付金の募集及び使途)

第6条 当法人は常時特別寄付金を募ることができる。ただし、特別寄付金を受領するには、代表理事の承認を求めるものとする。

(金銭以外の寄付)

第7条 金銭以外の寄付については、寄付者に説明した寄付の使途の範囲内で、この法人が自ら使用するほか、換価等の処分の上、必要経費を控除した残額を第3条～第6条の規定に従って使用するものとする。

(遺贈及び相続財産などからの寄付)

第8条 寄付者からの遺贈及び相続財産からの寄付、信託や生命保険の仕組みを利用した寄付、死因贈与契約に基づく寄付、香典返し寄付についても、本規定を準用する

2 遺贈または相続財産からの寄付を受け入れるにあたっては、弁護士や税理士等の専門家に適宜助言を求め、遺贈者または寄付者の想いの実現を図るべく、円滑な受け入れができるよう努める。

(寄付金等の受入基準)

第9条 当法人は、寄付金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金等の受入れを辞退し、寄付者またはその承継人に対して、受領した寄付金等を返還することができる。

(1) 法令または定款に抵触するとき

(2) 寄付金等を受け入れることにより、当法人の業務、財政、または名誉に負担または支障が生じると認められるとき

(3) 寄付金を受け入れることが社会通念上不相当と認められるとき

(4) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき

1 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること

2 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと

3 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること

4 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること

5 その他代表理事が当法人の運営上支障があると認める条件

(5) 寄付者またはその承継人が使途を指定して行った寄付に関し、その使途が定款に定める当法人の目的の達成に資するものではないとき

2 ただし、前項(5)について、寄付者またはその承継人と相談の上、定款に定める当法人の目的の達成に資する使途への変更に合意した場合は、寄付金等を受け入れることができる。

3 寄付者またはその承継人に対して、受領した寄付金等の返還をする場合に、寄付者

またはその承継人、その指定するものに対する返還が困難な事情があるときは、返還に代えて供託等の当法人の指定する適切な方法を取ることができる。

(受領書等の送付)

第10条 寄付金を受領したときは受領書を寄付者またはその承継人に送付するものとする。但し、メールでの受領通知に代えることができるものとする。ただし、寄付者またはその承継人が特定できない場合や寄付者が不要の場合はこの限りではない。

2 前項の受領証には、当法人の名称、当法人の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附金に係る結果の報告)

第11条 寄付金の使途結果の報告は、当法人の寄付者報告における事業報告及びホームページ、活動報告書等により、適時適切に行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 寄付者及びその承継人に係る個人情報は、当法人が定める個人情報保護方針に基づき、適切に取得、管理、及び利用しなければならない。

(その他)

第13条 本規程に定めるもののほか、寄付金の取扱いに関して必要な事項は代表理事が別に定めることができる。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、社員総会の決議を経て行うものとする。

附則 本規程は、令和7年4月1日から施行する。